

卜辭中の曆法を繞る論争

河南省安陽縣の城北なる所謂殷墟出土の龜甲獸骨文が學界に紹介されてから、既に三十有餘年になる。その間羅振玉・王國維等幾多先師の判讀によつて、殷代の制度・社會狀態等を明かにするを得て、支那古代史研究に一大光明を齎すに至つた。この機運に更に拍車を加へたものは、民國十七年以降中央研究院の人々による殷墟の組織的發掘であつて、その報告四冊を初め、卜辭に關する研究が續々發表されるに到つた。之等近年の研究中、支那の學界に於て最も興味深き問題として、論争の中心となつたものは曆法の問題である。

一體卜辭中の曆法が學界注視の問題となる要因として次の二つを擧げる事が出来る。一つは甲骨學上の問題であり、他は支那曆法發達史上の問題である。即ち卜辭は最初に卜する日を干支を以て記し、最後にその幾月なる

かを記してゐる。(王の幾年なるかを記せるものも少くない)従つて卜辭判讀の際最初に問題となるのは干支であり、最後に問題となるのは月份である。又一つの甲骨上の各所に散在する卜辭の順序をたどる上にその曆法が問題となるのである。されば卜辭中の曆法は卜辭判讀の鍵である。又支那最古の確實なる史料——龜甲獸骨文——に現はれたる曆法の究明が正に支那天文史研究家の野心的な問題たるは贅言を要しない。かくて卜辭研究家たる董作賓・孫海波兩氏や天文史家劉朝陽氏等の間に卜辭中所見の曆法を繞つて活潑な論争を惹起した事は當然の事と言はざるを得ない。

東世激 殷商制度考 中央大學半月刊二卷四期

民國十九年十一月

郭沫若 甲骨文字研究二卷 釋干支篇 民國二十年

董作賓 卜辭中所見之殷曆 安陽發掘報告第三期

民國二十年

殷曆中幾個重要問題 國立中央研究院歷史語

言研究所集刊四本三分 民國二十三年

劉朝陽

殷曆質疑 燕京學報第十期 民國二十年十二月

再論殷曆 同 第十三期 民國二十二年六月

孫海波

三論殷曆 未刊

說十三月 學文雜誌一卷五期

卜辭曆法小記 燕京學報第十七期

商承祚

殷商無四時說 清華週刊三十七卷九・十合期

鄭師許

讀殷商無四時說 嶺南學報三卷一期

吳其昌

叢靴甲骨金文中所涵殷曆推證 集刊四本三分

飯島忠夫 干支の起原に就いて 東洋學報十六卷四號

十七卷一號 昭和二・三年

殷墟文字の年代 東洋學報二十一卷一號 昭和八年

東世激氏の論文は先進諸家の業績を受けて、殷代の制度を概述せしもの、その第三項「商之授時」は卜辭中の曆法に關して多少とも纏つた最初のものである。次に董作賓氏が殷曆に關する最初の專論を書いて一世の視聽を集めたが、劉朝陽・孫海波・商承祚諸氏の批判を受けるに及んで、之に答ふるべく前掲論文の後者を發表した。而して更に之に反駁を加へたものは孫海波氏の「卜辭曆法小記」である。又鄭師許氏は商氏の説を批判して、董氏を支持し、吳其昌氏亦董氏の説を容れて、之を文獻所傳の三統曆と比較して、殷末の曆年を推算し帝乙より帝紂に至る八十九年間の長曆を作成した。この間にあつて我が飯島忠夫氏は早くも前掲論文の前者に於て卜辭中の「十三月」「祀」「歲」「歷」「史」「祀」等の文字よりその曆法を考察してをり、後者に於ては大龜四版中の曆法に關して董氏の所説に同意を表してゐるが、然も卜辭そのものを殷代の遺物と見るを許さず、支那曆法發達史上より之を戰國時代に成立したものととしてゐる。

附記

胡光滓氏は金陵大學國學研究會出版の「咫聞雜誌」第一期所載の演說稿に殷人の曆法を述べてゐる由、張龍炎氏の殷史蠡測（金陵學報一卷一期所載）に見ゆ。張氏の摘録する所を見る

に、胡氏の説は次に述ぶる東世激氏の説とは、同様である。

以上は論争經過の概要であるが、次に之等論争の要點を述べる前に順序として、東世激氏の説を概観して置かう。

一人人記歳時月日之法 股人稱歳日祀、亦曰巳、亦曰司、與爾雅合。其記月但實言某月而已、然亦有別名。稱正月曰一月、亦稱月一、亦稱正月。記日以千支、恒第舉曰千、其記時以日之出沒爲度、凡此皆與古金合。

二全年月日支配之法 一年之中股有十二分法(十二月)、與四分法(四季)。其四季之名、亦與後世同、惟以三月至五月爲春、六月至八月爲夏、九月至十一月爲秋、十二月至一月爲春、則與後世異。一月之中股有三分法(三旬)、惟一日中尙無十二分法耳。股人每月之日數固定三十日、其每月元日不爲甲子即甲午、月終必在癸巳癸亥。

三置閏之法 股代無閏月之名、其閏月稱十三月。由其名推之、可知其係于歲末、股契復有確證。此左氏傳所謂歸餘于終也。由股人以三十日爲一月推之、則股人必以三百六十六日爲期、而五年一閏。

其時天文知識之可推而知者、略有數端。(1)千支之起源甚古、不始于股、干以系日、支以系月。(2)股代已能預測日月食。(3)股代節氣有二分二至。

尙董氏の「卜辭中所見之股曆」も亦「紀日法」「紀旬法」「紀月法」「紀時法」「紀祀法」と曆法を五分して概観を與

へてゐるが之は割愛して、次にこれ等曆法中、論争の中心問題となれる二三に就いて、その論争の要點を述べる事とする。

大月と小月 東世激氏が一月は規整の三旬であると謂ふのは、主として殷虛書契前編三卷二葉至十三葉所載の干支表その他の啓示に由るもので、郭沫若氏も亦この説を採つた。尤も郭氏は之を前期として、その後月に大小の別を生じたとしてゐる。之に對して董作賓氏は大龜四版の刻辭により、殷の前期に於て既に月に大小の別あり大月は三十日にして小月は二十九日であるとの新説を發表した。(卜辭中所見之股曆)

大龜第四版

(編號三〇・八六)

- 十月 癸酉
- 十一月(癸未) 癸巳 癸卯
- 十二月 癸丑 癸亥 癸酉
- 十三月 癸未 癸巳 癸卯
- (一月) 癸丑(癸亥)
- 二月 癸酉 癸未(癸巳)

董氏によると、之は十月より翌年の五月に至る九ヶ月卜句に共用したものと干支月份のみを録したものである。こゝに十三月の下に置いた癸卯は殘缺の所で、十三月か一月か不明なるも、この兩月で只五癸目を有する事は明かであるから、この兩月の中一月は二十九日でなければならぬ、又これによつて後に述べる如く十三月なる閏月が十二月と

(三月)癸卯 癸丑 癸亥
 四月 癸酉(癸未) 癸巳
 五月 癸卯 癸丑 癸亥

同 第一版(編號三〇・八六三)

五月(大)丙寅 丁卯 辛未
 六月(大)丁未 壬子 丁巳
 七月(小)丙寅 辛未
 八月(大)癸丑 甲寅 乙卯

甲子

一月の間に介在する事を確認する事が出来ると言ふ。

董氏によると、この五月と七月の兩月に丙寅あり、八月に甲子があるから丙寅は五月一日と七月一日に當らざるを得ない。故に五月六月は共に三十日である。又七月丙寅より八月甲子までは五十九日であるから、その何れか一つは小月で他は大月であると言ふ。

この董氏の説に對して先づ質疑を發したものは劉朝陽氏である。氏は「殷曆質疑」に於ては、前述郭氏の説の如く殷の前期に於ては、毎月は規整の三旬なるも、後期になつて月に大小の別を生じたと言論したが、後「再論殷曆」に於て董氏による大龜四版の月と干支との配列に疑を抱き、支那曆法史上より周初の曆法に大小月の別のないのに、殷代に於て月に大小の別ある筈なしとし、第一版について董氏が八月の下に置いた甲子は殘缺あつて月份は不明である點をとらへ(二つの丙寅が五月と七月な

るやも亦即斷を許さない)この甲子は九月かも知れぬと董氏所説の根據を衝き、更に前きの自説を訂正して、殷は常に毎月三旬で、毎旬は甲より癸に至る十日である。(即ち一甲十癸説)然し乍ら時には四旬五旬の月もあるとし、従つて東氏が「其毎月元日不爲甲子即甲午、月終必在癸巳癸亥」とせるを否定してゐる。

この劉氏の「一甲十癸」説に對して董氏は「殷曆中幾個重要問題」の中に於て反駁してゐるが、董氏の小月二十九日説に對する劉氏の反駁に對する再反駁は之を見出すを得ない。尙郭沫若氏は後に、董氏の小月二十九日説に賛成し「此實一重要發現、其說無可易」と述べてをるが、孫海波氏は強く劉氏と同説を主張してゐる。

置閏法 これは換言すれば、卜辭中に現れる「十三月」なる文字を如何に解するかと言ふ問題であつて、早く羅振玉氏は、^①

卜辭中書十三月者凡四見。殆皆有閏之年也。古時遇閏稱閏月。不若後世之稱閏幾月。至商有「十三月」。則並無閏月之名。可徵古今稱閏之不同矣。

と述べてゐるが、葉玉森氏は之を疑ひ、十月又は十一月の誤ならんと言ひ、劉朝陽氏は春秋時代にすら置閏法は

決定的でなかつたと言ふ王韜・新城博士等の説に據つて之を否定した。^①

董作賓氏は葉・劉二氏の説を證據不確實也と駁し(卜辭中所見之殷曆)又先掲の大龜第四版によつて十二月と一月の間に「十三月」のなかるべからざるを證し、郭氏も亦「十三月」は閏月也と承認したが、「十三月」は常に閏月なるのみならず、「歸餘于終」閏制による閏月であると主張し、(尤もこの事は先きに東氏の指摘せる所である)二十三個の「十三月」なる文を擧示し、之を武丁の時^②に十五次、祖甲の時に五次の閏月にあてゝゐる。更にこの「歸餘置閏法」は氏の所謂殷の前期(第一・二期)武丁至祖甲)に行はれたものであり、後期(第三・四・五期)廩辛至帝辛)に於ては閏月が一歳の中にあつて、一月より十二月に至るまで皆閏を有する事が出来るとする所謂「無中置閏法」に改變されたものであると論じてゐる。その根據として先づ第三期以後の卜辭に於ては「十三月」なる月名の皆無にして、十二月と正月と緊接して現はれる事に注意し、第五期卜辭に現はれた「無中置閏法」二例を擧示して之を證明し、更に第二期の卜辭と認められる次の一例を擧げて、既に第二期に於て「無中置

閏法」の存在せしを認め、この第二期を以て置閏法變更の時期と定めたのである。(殷曆中幾個重要問題)

癸未卜、兄貞：旬亡囚。六月

癸丑卜、大貞：旬亡囚。六月

癸亥卜、大貞：旬亡囚。六月

癸酉卜、大貞：旬亡囚。

癸巳卜、兄貞：旬亡囚。

癸卯卜貞：旬亡囚。

癸丑卜、出貞：旬亡囚。七月

癸巳卜、兄貞：旬亡囚。

(殷虛佚存三九九)

この董氏の説に對して、有力な反對説を提起せしものは孫海波氏である。氏は言ふ、董君は前期に於て二十次の十三月ありと言ふも、自分は卜辭中より凡四十の「十三月」の文を著録してゐるとして、その中三十五條を擧げ、之を閏月とすれば、前期百年中に兩種の曆法ある能はず。「十三月」の數が既に前期の閏月を遙かに超過してゐるのは、取りも直さず余の「十三月非閏月説」の一の「強而有力之佳證」であるとし、更に卜辭中に「十四月」の合文あるを擧げ、「十三月」を閏月なりとしては、この「十四月」の合文は解釋し得ない。余を以て解すれば

「十三月」は後來の一月であり、同様に「十四月」は後來の二月に相當するものである。又前掲の卜辭(佚三九九)に就いては、余の排列に依れば、この六月は五旬の日數を含むものである。之は徒だ殷曆に尙固定の閏法なき説明となるのみであつて、「無中置閏法」の確證とはならぬと評してゐる。

四季 卜辭中の春夏秋冬の四字は葉玉森氏の創識せる所であり、東世澂氏は更に四季の月份を定めた。又董作賓氏は葉氏の説を引申疏證して其説を成した。氏の四季の月份は春(一月至三月)夏(四月六月)秋(七月至九月)冬(十月至十二月)である。之に對して商承祚氏はその反證を擧げて「殷商無四時」の説を出したが、鄭師許氏はその論據の不確實を指摘して葉、董二氏の説を支持してゐる。又商承祚氏は卜辭中の四季と月份との關係は春(一至十一月)夏(四至十二月)冬(一月至十二月)秋(旁證なし)となり、後世の如く毎季三月ではなく、又金文中にこの稱なければ一歳四分の制はその推行の時期を定め難いと論じ、劉朝陽氏は四季と月份との關係は遊移不定で一年中どの月でもすべて春夏秋冬の各季に當る機會があると論じ、孫海波氏は卜辭中に春夏秋冬の四字の發見な

く、殷人尙ほ四季の區分なきを證するに足ると論じて、葉・董二氏の説を否定してゐる。

以上は論争の中心となれる問題に就いて、各説の概略を述べたのであるが、筆者は之等諸説の當否に就いては之を論ずる資格を持たぬ爲め、努めて私心を去つて、その説く所を忠實に傳へんとしたのであるが、最後に少しく之等諸説の讀後感を述べて見たい。

殷曆問題は東世澂氏に始つたが、次いで董作賓氏が前記の如く頗る發達した曆法を組織せる爲め、劉・孫等の諸家は「準諸一般社會曆法之進歩、商人不能有如是之精密之推算也」(孫海波氏の言)と言ふ立場より、主として董氏の説を批判し、極めて素樸な曆法を規定したのである。董氏は常に前人未發の説を出し、その巧妙なる論證は讀者に盡きぬ興味を覺えしめるのであるが、新説を出すにしては其の基礎の尙不確實なる恨あつて(特に大月小月説の如きさうである。)未だ俄かに養成するに躊躇せしめられる。然し乍ら、常に論争の中心に居て、卜辭を博搜し立説に力を致すの勞は之を多としなければならぬ。又劉・孫二氏は常に董氏の所説に對して共同戦線を

布いてをり、その所論は董氏吳氏の如く新奇ではないが、支那曆法發達史上より觀れば、多くの妥當性を有する様に思はれる。只先きの「十三月」問題に就いては、劉氏の如く大龜第四版の卜辭の順序を種々に置換へて見ても（再論殷曆）、結局十二月と一月の間に「十三月」の介在するを認めざるを得ないとすれば、この點「十三月非閏月」説も亦俄かに組みするを得ないと思はれるのである。又孫海波氏は大龜第四版に就いて直接に論ずる事なき爲め、その意を確認し得ないが、恐らく氏は董氏が一月とせる癸丑・癸亥を十三月中に含め、之を五旬とするのであらう。然し乍ら一年の最初の月（孫氏による）なる「十三月」が變則にも五旬を含むと言ふ事は、如何に當時の曆法を素樸に考へるも、その不合理性を拒否し得ないのではなからうか。

さて、この論争は當に支那曆法史上の、乃至は甲骨學上の問題と言ふのみでなく、東洋社會の黎明期とも言ふべき殷代の文化を推測する一のバロメーターともなるものであつて、東洋史研究家の正に注目すべき近來のトピツクである。これ敢へて淺學をも顧みず秃筆を用ひし所以であり、更に又我が邦少壯東洋天文史家の参加を期待

する所以である。完

（大島 利一）

註

- ①大龜四版とは民國十八年十二月、中央研究院の人々により發掘されたもので、董氏の大龜四版考釋（安陽發掘報告第三期所載）によれば武丁・祖庚時代のものであると云ふ。
- ②郭沫若「卜辭通纂考釋」別錄之一 大龜第四版考釋。
- ③羅振玉「殷虛書契考釋」增訂本五四葉。
- ④葉玉森「殷契鈎沉」乙卷。
- ⑤劉朝陽「從天文曆法推測堯典之編成年代」燕京學報第七期一 一七九頁。
- ⑥董作賓「甲骨文斷代研究例」（慶祝蔡元培先生六十五歲論文集上冊所載）は卜辭研究に一期を劃した名著であるが、その中に於て貞人その他の研究により卜辭製作の時期を次の五期に分けてゐる。
 - 第一期―武丁時
 - 第二期―祖庚・祖甲
 - 第三期―廩辛・庚丁
 - 第四期―武乙・文丁
 - 第五期―帝乙・帝辛
- ⑦葉玉森「殷契枝譚」甲卷 「殷契鈎沉」甲卷